

放送法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○放送法施行令（昭和二十五年政令第百六十三号）

		改 正 案		(傍線部分は改正部分)
		(資料の提出)	現 行	
		第八条 (同上)	第八条 (同上)	
		第八条 法第一百七十五条（法第八十一条第六項において準用する場合を含む。）の規定により総務大臣が協会、放送事業者（協会及び小規模施設特定有線一般放送事業者（法第二百三十四条第二項に規定する小規模施設特定有線一般放送事業者をいう。第四号及び次項において同じ。）を除く。）、基幹放送局提供事業者、媒介等業務受託者（法第二百五十条に規定する媒介等業務受託者をいう。第六号において同じ。）		
		、有料放送管理事業者（法第二百五十二条第二項に規定する有料放送管理事業者をいう。第七号において同じ。）又は認定放送持株会社に対し資料の提出を求めることができる事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項とする。		
	一・二 (略)			
	三 基幹放送事業者（協会及び学園を除く。）において同じ。） 次に掲げる事項（法第八条に規定する放送事業者にあつてはイに掲げる事項を除き、特定地上基幹放送事業者にあつてはハ及びニに掲げる事項を除く。）			
	イ 第一号イ及びロに掲げる事項			
	ロ 第一号ハに掲げる事項			
	ハ 法第九十三条第一項第七号イからハまでに掲げる者がその特定			
ハ ロ イ	一・二 (同上)			
(同上)	三 (同上)			
(同上)				

役員でないことの確認に関する事項

二 法第九十三条第一項第七号イからハまでに掲げる者又は同号ホ
(2)に掲げる者（衛星基幹放送）移動受信用地上基幹放送又はコミ
ユニティ放送を行う基幹放送事業者につては、同号イからハま
でに掲げる者）がその議決権に占める割合に関する事項
ホ・ヘ （略）

二 法第九十三条第一項第七号イからハまでに掲げる者又は同号ホ
(2)に掲げる者（衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送
を行う基幹放送事業者につては、同号イからハま
でに掲げる者）がその議決権に占める割合に関する事項
ホ・ヘ （同上）

2
四八
(略)

2
四八
(同上)